主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人古賀久仁衛の上告理由第一点について。

所論は、養子縁組の追認についても民法――六条但書の規定が適用されることを 前提とするものであるが、本件養子縁組の追認のごとき身分行為については、同条 但書の規定は類推適用されないものと解するのが相当である。けだし事実関係を重 視する身分関係の本質にかんがみ、取引の安全のための同条但書の規定をこれに類 推適用することは、右本質に反すると考えられるからである。

したがつて、原判決が本件養子縁組の追認について、同条但書の規定を類推適用 しなかつたのは、相当というべく、原判決には、所論のような違法はない。

所論は、独自の見解を述べるもので、採用しがたい。

同第二点について。

所論は、被上告人B1および訴外D間の婚姻および養子縁組には、当事者間に意思の合致がない旨を主張するけれども、原判決が、右両名間に婚姻が有効に成立しかつ右両名は被上告人B2と養子縁組をする意思を有していたものと判断していることは、その判文上明らかである(また、原判決挙示の証拠によると、右判断は、これを是認しえないではない)。

原判決には、所論のような違法はなく、所論は、結局、原審が適法にした事実の 認定を非難するに帰し、採用しがたい。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 横 | 田 | 正 | 俊 | |
|--------|---|---|---|---|--|
| 裁判官 | 柏 | 原 | 語 | 六 | |
| 裁判官 | 田 | 中 | = | 郎 | |